

経営者  
担当者の  
みなさま!

# 給与計算

こんなお悩みはありませんか?

担当者が  
退職したら  
誰も給与計算できない。

担当業務が  
多すぎて、  
毎月つらい。

正しく計算  
しているか  
分からない。

法改正をすべて  
把握できているか  
自信がない。

大規模災害や  
システム障害が  
あったらどうしよう。

休みたくても  
休めない。

経営者



担当者

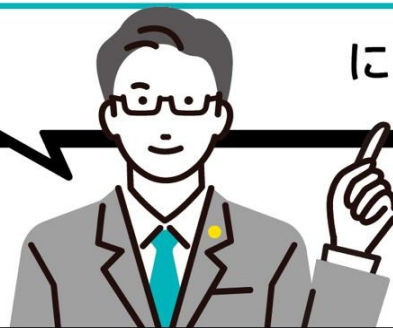


給与計算は

人事労務の専門家 **社会保険労務士**

にお任せください!

詳細は裏面をチェック!



その  
お悩み

# 社会保険労務士が解決します!

直近の  
法改正に  
しっかり対応!

担当者が  
不在<sup>※</sup>  
でも給与支給に  
影響しない!

適切な  
計算方法に  
改善!

※ 退職・異動・休暇・休職など

ご依頼にあたり貴社から  
ご提供いただくもの

- 1 就業規則、賃金台帳、  
その他給与計算ルールが分かるもの
- 2 労働者名簿
- 3 直近3年以上の賃金台帳



上記のうち、お持ちでない書類がある場合は、  
作成または変更いたしますのでお気軽にご相談ください。

他にも!

ご希望の場合は、  
簡易な労務チェックも  
承ります。

給与計算と併せて  
各種手続きの対応も  
可能です。

別途お見積りいたしますので、まずはお気軽にご相談ください!

給与計算のご依頼・ご相談は

社会保険労務士事務所 **岡崎リズムワークスへ!**

所在地: 愛知県岡崎市美合町字呑地 2 番地 31

TEL: 0564-74-5411

ご依頼・ご相談は  
QRコードもしくは  
お電話から!

